

<担い手への農地集積等に取り組む事例>

○集落と企業の連携により耕作放棄地を解消

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	島根県 <small>おきぐん</small> 隠岐郡 <small>おきのしまちょう</small> 隠岐の島町 <small>まさぎ</small> 真杉			
協定面積 7.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 111万円	個人配分分			90%
	共同取組活動分 (10%)	役員報酬		3%
		会議費		3%
		共同作業燃料費		4%
協定参加者	農業者 13人、水利組合（構成員4人）、農外参入企業1社			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落では、高齢化の進展とともに、離農が相次ぐ状況にあった。このため、集落の者だけでは農地の維持管理もできず、十数年間も耕作放棄されたままの農地もあり、病虫害の問題や景観保全対策に悩む状況であった。一方、近隣の集落で土木業から畜産業に参入した企業は、飼料の確保に悩む状況であった。

このため、耕作放棄地を解消したい集落と、飼料を確保したい企業。両者の悩みをマッチングさせ、農地の需要と供給を円滑につなげるとともに、集落協定に農外参入企業も加わり、積極的な耕作放棄地の解消に取り組んだ。

3. 取組の内容

両者の悩みをマッチングさせ、企業の機動力により、耕作放棄地の復旧が図られた。復旧作業の報酬は草の現物を飼料として支給し、集落にとってはお金をかけず、耕作放棄地が復旧された。農外参入企業は飼料の確保が出来るとともに、飼料作物が作付できる農地の確保にも繋がった。

現在では、集落内の他の農地も耕作放棄地の復旧を行った農外参入企業が集積し、飼料作物の作付けを行うとともに、集落協定に加わり、農地は適正に維持されている。



耕作放棄地復旧作業（作業中）



耕作放棄地復旧作業（作業後）

【集落の将来像】

当集落では、これまで引き継いできた美しい水田環境を守り、これを次世代へ残し、伝えるための集落づくりを推進します。

- ・担い手又は農業公社に基幹的農作業の受委託を推進します。
- ・高齢者でも、できる範囲で農作業に関わりを持つ形での営農を推進します。
- ・自分の農地は自分で守るという気持ちを大切にしながらも、1人で抱え込まず集落内での話し合いや情報交換などによる解決を基調とした、集落全体での営農を進めます。



【将来像を実現するための活動目標】

- 集落座談会により農作業の受委託を進めるための情報交換を行う。
- 個人が農地を守ることを基本にしながらも、やむを得ない場合には役員へ相談し、農業委員会のあっせん等により課題解決を図る。

【活動内容】

農業生産活動等

農地の耕作・管理 (7.5ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路1.5kmを年1回清掃、草刈り
- ・道路1.0kmを年1回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

個別対応

多面的機能増進活動

・景観作物としてマリゴールト、コスモス、サルビアを約0.3ha作付けた。

個別対応



集落外との連携

- 集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

4. 取組による変化と今後の課題等

耕作放棄地の復旧を行った農外参入企業は、0.4haの耕作放棄地の復旧に始まり、現在では高齢化により離農した農家から、約1haの農地を集積し、飼料作物の作付けを行い、地域の担い手として活躍している。今後、高齢化の進展とともに、更に増え続ける耕作放棄地の解消には、このような機動力を有した担い手の確保が重要である。また、様々な情報を共有し、需要と供給のマッチングを行っていくことが、農地の有効利用に繋がっていくと考えている。

【2期対策の主な効果】

- 耕作放棄地の解消
(当初0ha、目標0.4ha、H21実績0.4ha)